

宮労発基0818第3号

令和8年8月18日

関係団体の長 殿

宮城労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、先般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第204号。以下「改正告示」という。）が令和8年4月28日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところです。

今般の改正の趣旨、内容等については、下記のとおりとなりますので、御承知おきいただくとともに、会員等関係事業場に周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

改正省令及び改正告示は、長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加すること等から、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）、有機溶剤中毒予防



(労基則第 34条の 2 関係)

第 2 の 1 の改正に伴い、労基則第3条の 2 第13項第 1 号に定める高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の項目に血清クレアチニン検査を追加するものであること。

6 施行期日 (改正省令附則第 1 条関係)

改正省令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行すること。

7 経過措置 (改正省令附則第 3 条から第 6 条関係)

ア 改正前の取り扱いと同様に、事業者は、当分の間、改正後の安衛則第 52条第 1 項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができること。

(附則第 3 条関係)

イ 施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できること。(附則第 4 条関係)

ウ 改正省令の施行の際現に改正省令による改正前の省令(以下「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなすこと。(附則第 5 条第 1 項関係)

エ 改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上で、使用することができることとしたこと。(附則第 5 条第 2 項関係)

オ 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(附則第 6 条関係)

第 3 改正告示の要点

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成10年労働省告示第88号)及び労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 22 年厚生労働省告示第 26 号)について、血清クレアチニン検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準を40歳未満の者とする。

また、上記 2 つの告示及び労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成元年労働省告示第46号)について、喀痰検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準については、改正省令による喀痰検査の削除に伴

て、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

第5 関係通達の一部改正等

1 関連通達の一部改正

記の第2の6の施行日において、平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（以下、「旧通達」という。）を別添1のとおり改正し、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（令和2年12月23日付け基発1223第7号）、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和5年3月31日付け基発0331第12号）を廃止する。

なお、旧通達の別添についても、あわせて廃止する。

また、記の第2の6の施行日において、令和元年7月12日付け基発0712第2号・雇均発0712第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」を別添2のとおり改正する。

2 肝機能検査の酵素名の変更について

第5の1のほか、これまでに発出した通達のうち、肝機能検査の酵素名については、次表のとおり読み替えること。

読み替え後	読み替え前
AST	GOT
ALT	GPT
γ-GT	γ-GTP
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ
アラニンアミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ
ガンマグルタミルトランスフェラーゼ	血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ

（参考：厚生労働省ホームページ）

○令和8年4月28日基発0428第9号

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001700009.pdf>

○平成29年8月4日付け基発0804第4号

（改正令和8年4月28日付け基発0428第10号）

「一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731950.pdf>

平成 29 年 8 月 4 日 付け 基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

改正後	改正前
基発 0804 第 4 号 平成 29 年 8 月 4 日 <u>改正 基発 0428 第 10 号</u> <u>令和 8 年 4 月 28 日</u>	基発 0804 第 4 号 平成 29 年 8 月 4 日
都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)	都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)
<u>一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について</u> 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 66 条に基づく<u>一般健康診断(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。)</u>については、これまでに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく<u>特定健康診断</u>の在り方等の検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を	<u>定期健康診断等における診断項目の取扱い等について</u> 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づく<u>定期健康診断等</u>については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく<u>特定健康診断</u>の在り方等の検討と併せて、「<u>労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会</u>」を開催し、その在り方等について検討を行い、別添のとおり取りまとめを行ったところである。 については、本検討を踏まえて、<u>労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)</u>第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分けるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分けるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時 以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

= 総コレステロール - HDL コレステロール - トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール = 総コレステロール - HDL コレステロール

ル

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとす。

また、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

も引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、今後は、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分けるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分けるように記載すること。なお、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖に加え随時血糖を認めることとしたので、空腹時血糖又は随時血糖を健康診断項目とすること。

また、HbA1c は、過去 1～3 か月程度の平均血糖値を反映したものであること、就業上の措置においても活用できる場合があること等から、医師が必要と認めた場合には同一検体等を利用して実施することが望ましい検査項目とする。

なお、血糖検査は原則空腹時に行われるべきではあるが、やむを得

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。	健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。
7 (略)	6 (略)
8 健康診断を実施する場合の留意	7 健康診断を実施する場合の留意
(1)一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項及び同項を準用する規則第 45 条第 3 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状ではなく、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。	(1)一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。
(2) (略)	(2) (略)
9 その他	8 その他
(1)労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、胸部エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。	(1)労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。
(2) (略)	(2) (略)

＜臨時の健康診断に係る項目の省略＞		＜臨時の健康診断に係る項目の省略＞	
問 34	(略)	問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1項第3号及び第8号から第12号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあっては、身長^の検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。	答 34	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1項第3号及び第8号から第11号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあっては、身長^の検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)		(略)	